

消費者を守るルールが見直されました ～特定商取引法の改正～

契約トラブルや悪質商法から消費者を守るための対策として、「特定商取引法」が一部改正されました（一部を除き令和4年6月1日施行）。これまで消費者トラブルの多かった送り付け商法や通信販売の詐欺的な定期購入商法への対策、消費者の利益擁護の増進のための規定が盛り込まれています。

そこで相談事例をあげながら、改正点について解説していきます。



特集 消費者を守るルールが見直されました
～特定商取引法の改正～

- ▶ 第51回目黒区消費生活展
「学ぼう!サステナブルな消費」
- ▶ サブスクリプション(定額制)サービスの
トラブルに注意

目黒区消費生活センター

相談専用 **03-3711-1140**

平日 9:30～16:30 (受付は16:00まで)



消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター

